

授 業 科 目 名	介護等体験	教 員 名	田上 幸雅	免 許 ・ 資 格 と の 関 係	小学校教諭	必修
			杉田 康之 (実務経験のある教員)		幼稚園教諭	
授 業 形 態	実習	担 当 形 態	複数	卒 業 要 件	保育士	
科 目 番 号	KAI301	配 当 年 次	3～4年次		こども音楽療育士	
単 位 数	2単位			小幼コース	必修	
科 目	大学が独自に設定する科目（小学校）					
施 行 規 則 に 定 め る 科 目 区 分 又 は 事 項 等						
科 目						
系 列						
一 般 目 標	<p>県立特別支援学校での介護等体験を通して、障がいについての理解を深めるとともに、必要とされる援助方法や教育のあり方等を学びこれからの教育の場に活かしくことを目指す。</p> <p>小中学校における特別支援学級や通級指導教室における介護等体験を通して、支援を必要とする児童生徒との触れ合いや交流を深める。また、支援を必要とする児童生徒が豊かな個性や能力を有していることを理解し、人としての尊厳の意味を理解する。</p>					
到 達 目 標	<p>支援を必要とする児童生徒に対する教育・支援・介護等を直接体験し、個人の尊厳や社会連帯の認識を深めることができる。</p> <p>特別支援学級や通級指導教室等の教員に求められる資質や能力、技術を理解・習得するとともに、小中学校における支援を必要とする児童生徒の教育やケア等について企画・実施できる広い視野を養うことができる。</p>					
授 業 の 概 要	<p>特別支援学校において2日間の体験活動を行うほか、宮崎市内の特別支援学級や通級指導教室における指導を行う小中学校に配属され、連続して5日間の介護等体験実習を行う。さらに、支援を必要とする児童・生徒を対象にした介護等体験実習を32時間行い、合計90時間以上の介護等体験実習を行う。これらの自習を通して、児童・生徒との交流を深め、支援を必要とする意義・理解や対人援助方法について学ぶ。</p> <p>授業方法・形態は実習とし、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習方法であるアクティブラーニングを取り入れる。具体的には、事前指導で見つけた課題を、介護等体験等において課題解決を図りながら行う。</p>					
ディプロマ・ポリシーとの関係	<p>本講義は、教育学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「2.教育者としての情熱を持ち、正しい倫理観と責任感を身につけている。」「3.教育者として、持つべき十分な記述力・プレゼンテーション能力・コミュニケーション能力を身につけている。」「4.教育に関連する事柄について、継続的・主体的に学ぶ学習能力を身につけている。」「5.教育実践力を身につけている。」「6.教科・教職に関する基礎的・応用的知識を身につけている。」を育成する科目として配置している。</p>					
授 業 計 画	<p>第1回：学内オリエンテーション（5月を予定）</p> <p>支援学級や通級等における体験実習について、事前の留意事項の説明及び利用者との接し方(人権尊重・守秘義務等)についての指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学外講師（2名）による「支援学級等の現状と実習生に望むこと」についての講義</li> <li>・学内講師による介護等体験の意義と目的、留意事項についての講義</li> </ul> <p>第2回：受け入れ先と協議し、所定の日時に2日間（合計16時間）</p> <p>特別支援学校における校内体験実習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の障害特性を理解し、決められた生活時間に従って児童生徒の支援や交流に当たる。</li> <li>・児童生徒と共に現場実習を体験し交流を図る。</li> </ul> <p>第3回：9月に連続して5日間（1日8時間）の実習（合計40時間）</p> <p>宮崎市教育委員会による受入れ施設計画に基づき、市内の小中学校における特別支援学級や通級指導教室への配属後、介護等体験実習を行う。</p>					

	<p>第4回：学生は、4年次に自分の授業の空き時間を利活用して、上記において配属された小中学校において引き続き介護等体験実習を行う（32時間以上）。</p> <p>○介護等体験実習の単位認定は、以上の実習の合計時間が90時間以上必要である。</p>
学生に対する評価	<p>オリエンテーション後のレポート、介護等体験実習報告書および実習記録簿等により成績評価を行う。</p>
授業外学習について	<p>（事前・事後学習として週2時間以上行うこと。）</p> <p>事前学習：実習については、事前の留意事項を毎日確認して臨むこと。また、実習における指摘事項を次の日の実習に生かすこと。</p> <p>事後指導：実習終了後に振り返りの記録を必ず記述しておき、指示に従いレポートとして提出するほか、以降の改善に生かすこと。</p>
テキスト	<p>特になし</p>
参考書・参考資料等	<p>・介護等体験実習を行うための法令・意義等に資料で周知する。</p>
担当者からのメッセージ	<p>介護等体験実習は、令和6年度文部科学省令第5号により、従来の社会福祉施設等に加えて、学校教育法施行規則における特別支援学級を設置する学校や通級指導教室による指導を行う学校での実施も可能となった。そこで令和7年度より、上記の特別支援学級・通級指導教室を有する宮崎市内の小中学校において介護等体験実習を行うことに変更した。</p> <p>また、小学校教員・中学校免許取得を希望する学生は必修単位となっている。</p>
オフィスアワー	<p>杉田：毎週木曜日 13:00～16:00</p> <p>田上：毎週火曜日 13:00～16:00</p>
備考	<p>担当教員は、小学校における教員・校長としての経験を活かし、介護等体験実習指導を行う。</p>